

第7号議案

新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表するため必要があるからである。